

営業所の業務再開に関する公告

株式会社岩手銀行は、平成23年3月11日に発生した地震の影響により臨時休業しておりました下記営業所の業務を再開いたしましたので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 業務を再開した営業所（4カ店）

営業所の名称	高田支店
営業所の所在地	岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅18番地「世田米支店」内 (従前地：岩手県陸前高田市高田町字大町25番地)

営業所の名称	はまゆり支店
営業所の所在地	岩手県釜石市鈴子町15番7号「釜石支店」内 (従前地：岩手県釜石市大町一丁目4番6号)

営業所の名称	大槌支店
営業所の所在地	岩手県釜石市中妻町三丁目9番23号「中妻支店」内 (従前地：岩手県上閉伊郡大槌町本町7番6号)

営業所の名称	宮古支店
営業所の所在地	岩手県宮古市末広町7番20号「宮古中央支店」内 (従前地：岩手県宮古市築地一丁目1番28号)

2. 業務再開日

平成23年7月1日

3. 再開した業務

営業所における全窓口業務

以上

平成23年7月1日
岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 岩手銀行
取締役頭取 高橋 真裕